

28福薬発第312号

平成28年9月23日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

副会長 三浦 公則

常務理事 福井 豊登

保険薬局の指定等について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、平成28年6月15日付、28福薬発第148号にてご連絡をさしあげておりますが、日本薬剤師会より別添のとおり連絡（日薬業発第225号）がありましたので、保険薬局の指定に係る業務に当たっての参考資料としてお知らせいたします。

※追記 本連絡〔別添〕の（問3）関連について

保険薬局の指定時に、厚生局から「フェンスの設置を指示された保険薬局」のフェンス撤去については、

〔別添〕・・・日薬業発第225号_保険薬局の指定について

〔参考1〕・・・28福薬発第148号_保険薬局の指定について

〔参考2〕・・・28福薬発第311号_疑義積資料の送付について（その7）「※一部抜粋」等の各資料を全てご確認のうえ判断願います。

なお、判断しかねる場合は、公道からの写真をご持参のうえ、個別に九州厚生局に相談を行い、フェンス撤去の可否について厚生局の判断を仰いでください。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

〔別添〕 日薬業発第225号_保険薬局の指定について

〔参考1〕 28福薬発第148号_保険薬局の指定について

〔参考2〕 28福薬発第311号_疑義積資料の送付について（その7）「一部抜粋」

以 上

日 薬 業 発 第 225 号

平成 28 年 9 月 20 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

保険薬局の指定等について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

保険薬局の指定に係る取扱いの具体例につきましては、平成 28 年 5 月 23 日付日薬業発第 100 号にてお知らせしたところですが、今般、厚生労働省保険局医療課から地方厚生（支）局医療課あてに、同件に関する疑義解釈が示されました（別添連絡）。

同連絡は、保険薬局の指定に係る業務にあたっての参考資料です。取り急ぎお知らせいたしますので、貴会関係者にご周知下さいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 28 年 8 月 10 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

保険薬局の指定等について

先般、「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（平成28年3月31日保医発0331第6号）により、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第2条の3第1項に規定する保険医療機関との一体的な構造に係る解釈が変更され、平成28年10月1日から適用されることとなったところであり、「保険薬局の指定について」（平成28年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において具体例をお示したところ、取扱いに係る疑義解釈を別添のおりとりまとめたので、保険薬局の指定等に係る業務に当たっての参考とされたい。

【一体的な構造関係】

(問1) 「保険薬局の指定について」(平成28年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡)における事例1について、「「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」(保医発0331第6号)の(二)アに該当するかの判断にあたり、保険医療機関と同一の建物内にある保険薬局の構造上、最低限満たす基準等はどのようなものか。

(答) 保険医療機関と同一の建物内に保険薬局がある場合は、建物外への出入口を保険薬局、保険医療機関それぞれ別に設置する必要がある。ただし、事例5に示すとおり、保険医療機関と同一の建物内に保険薬局があつて、当該保険薬局から保険医療機関への建物内部の出入口(または通路)が存在することは、一体的な構造と解されるため認められない。

(問2) 「「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」(保医発0331第6号)の(二)ウの「保険薬局の存在や出入口を公道等から容易に確認できないもの」とはどのような場合を指すか。

(答) 公道等から保険薬局であることを目視により認識できない場合をいう。

(問3) 保険薬局と保険医療機関との一体的な構造に係る解釈が変更され、平成28年10月1日から適用されることとなったが、既に指定されている保険薬局が10月1日以降、現在保険薬局と保険医療機関等を区切っているフェンス等を撤去する場合は、再指定が必要になるか。

(答) 再指定は不要であるが、指定更新時等において、確認が必要となる。

【一体的な経営関係】

(問4) 既に指定されている保険薬局の指定更新の際は、「保険薬局の指定について」(平成28年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の別紙2を活用し「一体的な経営」に当たらないことを確認することとなっているが、健康保険法第六十八条第二項に規定するみなし更新の対象の保険薬局について

も、更新時において、別紙 2 の確認を求めるのか。

(答) 健康保険法第六十八条第二項に規定するみなし更新の対象の保険薬局については、更新時に別紙 2 の申請は不要であるが、集団指導時等の機会を捉えて必要な確認をすることが適当である。

28福薬発第148号

平成28年6月15日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

副会長 三浦 公則

常務理事 福井 豊登

保険薬局の指定について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（保険医療機関との一体的な構造に係る解釈の変更）」につきましては、平成28年4月22日付け発信の日薬業発第36号として Web Service へ掲載させていただいておりますが、本件に関し、厚生労働省保険局医療課から地方厚生（支）局医療課あてに、今般の取扱いに係る具体例が事務連絡にて示され、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありました。保険薬局の指定に係る業務に当たっての参考資料としてお知らせいたしますので、ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

〔別添〕日薬業発第100号_保険薬局の指定について

〔参考〕日薬業発第36号_「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に
伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

以 上

日 薬 業 発 第 100 号

平成 28 年 5 月 23 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

保険薬局の指定について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（保険医療機関との一体的な構造に係る解釈の変更）につきましては、平成 28 年 4 月 22 日付け日薬業発第 36 号にてお知らせしたところですが、本件について、厚生労働省保険局医療課から地方厚生（支）局医療課あてに、今般の取扱いに係る具体例が事務連絡にて示されました。

同連絡は、保険薬局の指定に係る業務に当たっての参考資料です。取り急ぎお知らせいたしますので、貴会関係者にご周知下さいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 31 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

保険薬局の指定について

今般、「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（平成28年3月31日保医発0331第6号）により、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第2条の3第1項に規定する保険医療機関との一体的な構造に係る解釈が変更され、平成28年10月1日から適用されることとなったところだが、今般の取扱いに係る具体例を別紙1のとおりお示しするので、保険薬局の指定に係る業務に当たっての参考とされたい。また、同通知に規定する保険医療機関との一体的な経営に当たらないことを確認する際に申請者に求める書類の例を別紙2のとおりお示しするので、保険薬局の指定更新時等に併せて活用されたい。

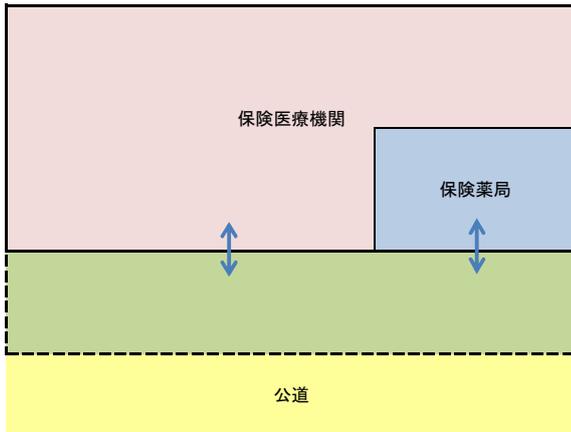
【別紙1】

1. 平成28年10月1日以降は、フェンス等を設置しなくても指定が認められるもの

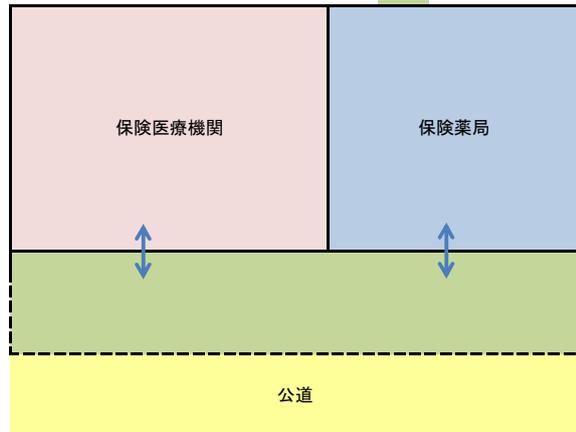
↔ …… 出入口

■ …… 駐車場などの敷地

(事例1)

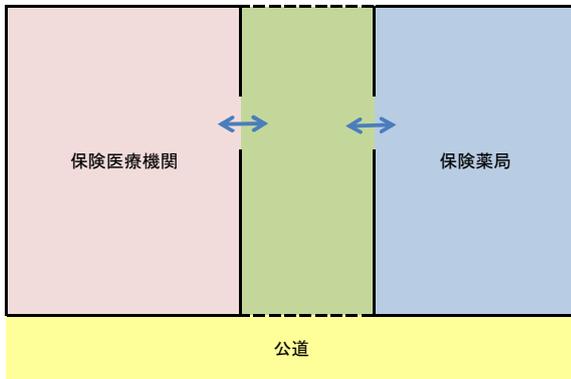


(事例2)

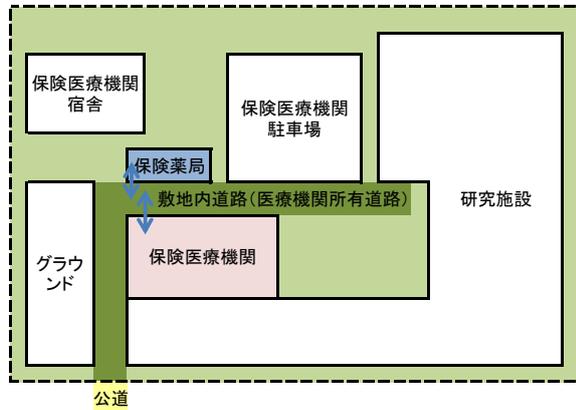


2. 平成28年10月1日以降は、現地の実態を踏まえ、地方社会保険医療協議会に諮った上で個別に判断するもの

(事例3)

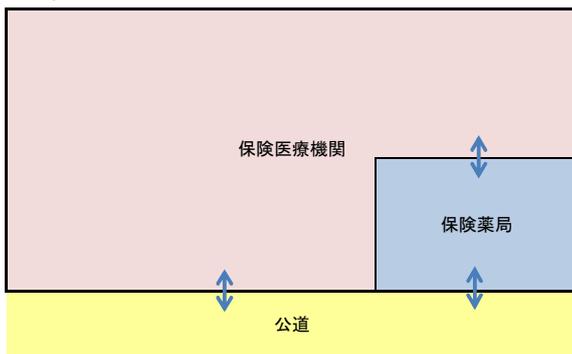


(事例4)

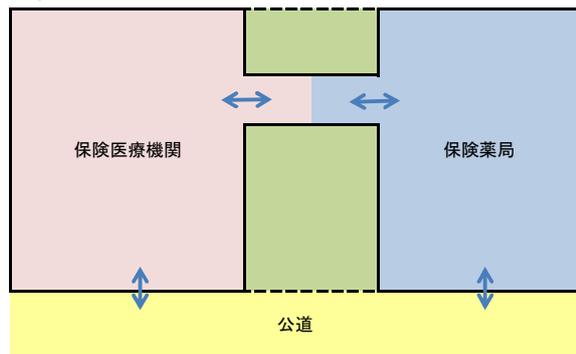


3. 平成28年10月1日以降も、引き続き指定が認められないもの

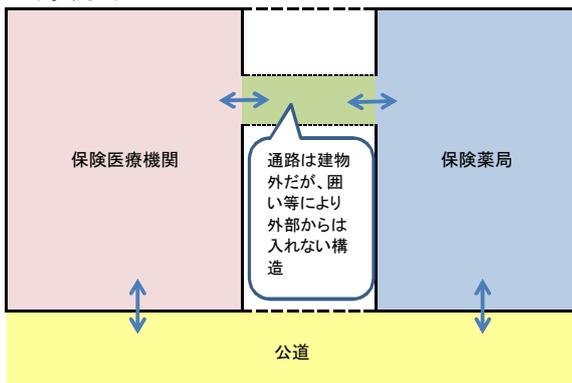
(事例5)



(事例6)



(事例7)



保険薬局指定申請書 添付書類

項目	該当	非該当
1 保険薬局の開設者（法人たる保険薬局の役員を含む。）が当該保険医療機関の開設者（特定保険医療機関の開設者が法人の場合にあっては、当該法人の役員を含む。）又は開設者と同居又は開設者と生計を一にする近親者ではないか。		
2 保険薬局の開設者と保険医療機関の開設者の間の資本関係が実質的に同一ではないか。（法人の場合にあっては当該法人の役員が経営するものを含む。）		
3 職員の勤務体制、医薬品の購入管理、調剤報酬の請求事務、患者の一部負担金の徴収に係る経理事務等が特定保険医療機関と明確に区分されているか。		
4 特定の保険医療機関との間で、いわゆる約束処方、患者誘導等が行われていないか。		
5 不動産の賃貸借関連書類や財務諸表等の経営に関する書類等の提出があるか。		

上記について相違ありません。

平成 年 月 日

保険薬局の開設者の氏名及び住所
（法人の場合は、名称、代表者の職・
氏名及び主たる事務所の所在地）

厚生(支)局長 殿

印

〔記載上の注意〕

1. 該当・非該当欄にチェックを入れ、保険薬局指定申請書に添付すること。
2. 不動産の賃貸借関連書類（土地又は建物が自己所有ではない場合のみ）等の経営に関する書類等を併せて提出すること。

その他

【保険薬局の指定】

(問1) 「「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」(平成28年3月31日付け保医発0331第6号)において、「一体的な構造」の解釈を改め、公道等を介することを一律に求める運用を改め、平成28年10月1日より適用となるが、既に指定されている保険薬局が保険医療機関と保険薬局の間を仕切っているフェンス等を撤去する場合は、地方厚生(支)局へ報告する必要があるか。

(答) フェンス等を撤去したことのみをもって、地方厚生(支)局へ報告することは不要である。ただし、フェンス等を撤去することにより「「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」(平成28年3月31日付け保医発0331第6号)における「一体的な構造」に該当する場合がありますので留意すること。なお、疑義が生じる場合には、事前に地方厚生(支)局へ相談されたい。